

# 河川占用許可手続き(一時占用)

## 河川占用 (一時占用) について

河川区域内の土地は、河川管理施設(堤防・護岸など)と相まって、流路を形成し洪水を流し、洪水による被害を除去し又は軽減させるためのもので、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用(散歩、魚釣り等)に供されるべきものです。

従って、その占用は原則として認められるべきものではありません。

しかし、占用の目的によっては、公園・運動場などのように河川の使用を増進する場合や橋・道路などのように社会経済上の必要性が高い場合など、河川区域内の土地の占用を認めています。

また、**短期間の占用(一時占用)**であれば上記以外の目的の場合でも**占用の許可等が認められる場合があります。**

### 一時使用許可からの移行

従来、出張所の一時使用許可を受けて行っていた行為は、今後、一時占用許可(河川法に基づく許可)・一時使用届・自由使用のいずれかになります。

従来

一時使用許可(出張所)

今後

一時占用の許可

一時使用届

自由使用

※特に手続き無し

### 【使用目的による手続きの例】

○一時占用許可の例

・花火大会 ・狩猟小屋の設置 ・工事の仮設物の設置 ・イベント(内容等による)等

○一時使用届の例

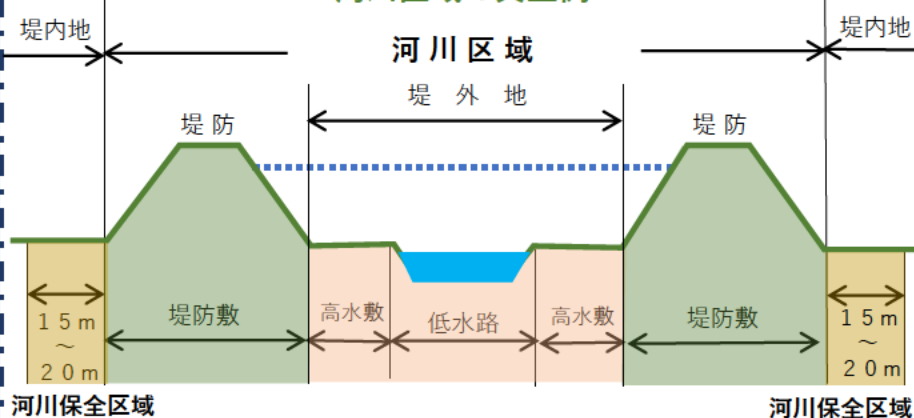
・各種訓練 ・どんど焼き ・マラソン大会 ・テレビ等の撮影 等

○自由使用の例

・散歩 ・ジョギング ・サイクリング 等

※規模・使用期間・工作物の設置等の有無などにより手続きが変わりますので、出張所にご相談ください。(公序良俗に反するもの、他の使用者に迷惑がかかるもの等は許可できません。)

### 河川区域の典型例



# 河川区域内の土地の一時占用の許可に関する事務

# 一時占用の許可申請に必要な書類 (河川法第24条及び第26条第1項)

## 許可対象

河川区域内は、原則一般の方が自由に利用できるものですが、排他的・独占的に利用（占有）する場合には、河川法の**土地の占有**の許可が必要となります。（[河川法第24条](#)）

また、河川区域内においては、次に掲げる行為に関して河川法の許可が必要です。

- ・ **工作物を設置する** 場合（[河川法第26条第1項](#)）
- ・ 盛土、切土のように **土地の形状を変える** 場合（[河川法第27条第1項](#)）

※ただし、河川法第24条は、申請の場所が**国有地の場合**に限ります。  
河川法第26条第1項と第27条第1項は、国有地、民有地の区別無く河川区域内は許可が必要となります。

※占有許可されると各県が定めた**占用料**が、各県から徴収されます。  
※占有場所には、A4サイズ程度の**占有看板**（許可内容）を設置していただきます。

1. 許可申請書(甲)及び(乙)様式の書類
2. 事業計画概要書(申請の内容を説明した書類)
3. 位置図(1/50,000程度、道路地図でも可)
4. 占有する土地の(実測)平面図(堤防や河川との関係がわかるもの)
5. 工作物の設計図(工作物の平面図・正面図・構造図等。ポンチ絵・手書きの図面でも可)
6. 工程表(工作物の設置、撤去)
7. 占有する土地の面積を計算した書類及び丈量図
8. 他の行政機関の許可が必要な場合はその許可書写し
9. 占有する場所の現況写真
10. 洪水時の撤去計画書  
(工作物を設置する場合。撤去体制・撤去経路・順路等)
11. その他参考となる書類
12. 当該申請書類の副本(2～3部程度)

**詳しくは、下記の出張所までお問い合わせ、ご相談ください。（各出張所管理区間は利根川上流河川事務所HP参照）**

八斗島出張所	〒372-0827	群馬県伊勢崎市八斗島町乙913 TEL 0270-32-0168	FAX 0270-32-0536
川俣出張所	〒348-0051	埼玉県羽生市本川俣840 TEL 048-563-1992	FAX 048-563-1993
大利根出張所	〒349-1153	埼玉県加須市新川通700-6 TEL 0480-72-8360	FAX 0480-72-8363
目吹出張所	〒278-0001	千葉県野田市目吹字二ツ塚1482 TEL 04-7122-3014	FAX 04-7124-1901
守谷出張所	〒302-0116	茨城県守谷市大柏355-7 TEL 0297-48-2441	FAX 0297-48-1969
古河出張所	〒306-0036	茨城県古河市桜町4-8 TEL 0280-22-0487	FAX 0280-22-1287
渡良瀬遊水池出張所	〒349-1203	埼玉県加須市柏戸字宮345 TEL 0280-62-2420	FAX 0280-62-3154
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課		〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1 TEL 0480-52-3960	FAX 0480-52-7883